

〔事案 28-162〕 転換契約無効請求

・平成 29 年 2 月 6 日 裁定終了

<事案の概要>

契約転換時に募集人の説明が不十分であったことなどを理由に、契約転換の無効および転換前契約の復旧を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 23 年 1 月に契約した配当付終身医療保険について、平成 28 年 4 月に無配当終身医療保険へ契約転換を行ったが、以下の理由により、転換を取り消し、転換前契約を復旧してほしい。

- (1) 転換前契約に三大疾病になった場合に、保険料の払込みが免除となる特約を付けることを希望していたにもかかわらず、募集人は転換を行なった。
- (2) 申込手続を行なった後、申立人が募集人に対し、「下取りはいや」と言ったところ、「これは違います」と答え、転換であることを申立人に説明しなかった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 募集人は、申立人に対し、契約転換によることが明記された設計書を用いて繰り返し説明しており、申立人が誤解をしていたとは考えにくい。
- (2) 申立人が募集人に対し、「下取りはいや」といったところ、募集人が「これは違います」と答えて転換であることを申立人に説明しなかったという事実はない。
- (3) 申立人が誤解をしていたとしても、設計書の記載および募集人の説明により、本申込手続が転換制度を利用したものであることは容易に理解できる。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、募集人の説明内容に不適切な点があったかどうかなど、契約転換時の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、募集人は、設計書を用いて保障内容の変更点について必要十分な説明を行っており、申立人が、契約転換を三大疾病時の保障を付加することと誤信したと認められないこと、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、業務規程第 37 条にもとづき手続を終了した。